平成２７年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃　止 ・ 縮　減 ）

No	1

府 省 庁 名　経済産業省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（軽油引取税）
見直し項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の廃止（陶磁器製造業）
見直し内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 陶磁器製造業を営む者が製造工程における、焼成又は乾燥の用途、これらの事業場で使用する機械又は装置の動力源。 ・特例措置の内容 陶磁器の製造工程における焼成及び乾燥の用途に使用される軽油に係る軽油引取税に関し、課税免除措置を廃止する。
関係条文	地方税法附則第１２条の２の７第１項第５号　同法施行令附則第１０条の２の第６項
増収見込額	［平年度］　＋４２　（ ▲４２　　） ［改正増減収額］　－　（単位：百万円）
廃止又は縮減の理由	特例措置の適用件数が少ないことに加え、軽油に代わる燃料としてＬＰＧ等他の燃料が使用されており、今後の軽油使用増が見込めないことから、当該特例措置を廃止する。 （参考） 税負担軽減措置等の適用実績 使用者数　使用数量　減収額 ２４年度　数社　少量（ＫＬ）　少額（億円）　（同左／社） ２３年度　数社　少量（ＫＬ）　少額（億円）　（同左／社） ２２年度　数社　少量（ＫＬ）　少額（億円）　（同左／社） ＊減収額：免税軽油使用量×税額（３２．１円）